

裁判所								
年号		出生地		現住所		本籍		氏名
月	日	年	月	年	月	年	月	
事	項	年	月	日	年	月	日	昭和二十七年六月二十三日
三〇	三〇	一九四九年六月二十八日	東京大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	司法試験管理委員会
一六	一	一九四九年六月二十八日	東京地方法院	東京地方法院	東京地方法院	東京地方法院	東京地方法院	東京地方法院
五六	五五	一九四九年六月二十八日	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
一	一	一九四九年六月二十八日	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
東京簡易裁判所	東京簡易裁判所	一九四九年六月二十八日	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
最高裁判所	最高裁判所	一九四九年六月二十八日	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所

2丁		裁判所										大谷直人	
										昭和五七	年号	項	序名
	〃	〃	〃	六二	〃	〃	六一	〃	〃	五八	昭和五七	年号	月
	〃	〃	〃	四	〃	〃	四	七	〃	四	四	年号	日
	〃	八	〃	七	〃	〃	一	一〇	〃	一	八	事	項
富山地方裁判所判事に補する	富山簡易裁判所判事に補する	簡易裁判所判事兼判事に任命する	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事補につき任期終了	富山簡易裁判所判事に補する	兼ねて富山家庭裁判所判事補に補する	富山地方裁判所判事補に補する	裁判所書記官研修所教官に充てることを解く	裁判所書記官研修所教官に充てる	最高裁判所事務総局刑事局付を免ずる	より判事の職務を行わしむる者に指名する	最高裁判所	大谷直人
		内閣			最高裁判所			内閣	〃				



4丁		裁判所		年号	月	日	事項	庁名
	一一二	平成九	平成九	平成九	四	八	司法研修所教官に充てる	東京地方裁判所判事に補する
	四	一一一	一〇	一	五	平成十	平成十年度司法試験（第二次試験）考査委員に任命	する
	一	一一一	二	四	平成十	任期は平成十一年十二月三十一日までとする	司法研修所教官に充てることを解く	する
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる		一一一	二	四	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる	最高裁判所	最高裁判所
最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	一一一	一	一	八	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	法務省	法務省
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	一一一	一	一	五	平成十年度司法試験（第二次試験）考査委員を免ずる	平成十年度司法試験（第二次試験）考査委員を免ずる	最高裁判所	最高裁判所
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	一一一	一	一	六	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法務省	法務省
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	一一一	一	一	七	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所	最高裁判所



6丁		裁判所										大谷直人	
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名
												日	事項
												年号	最高裁判所
												月	厅名

裁判所		年号	月	日	事	項	府	名
平成一八	九	二八			法制審議会臨時委員に任命する		法務省	
一一九	一	一五			最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる		最高裁判所	
一一三	四	一一二			最高裁判所図書館長の兼務を免ずる		最高裁判所	
一一一	七	一一一			最高裁判所事務総局人事局長を命ずる		最高裁判所	
一一二七	八	一一一			最高裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了		最高裁判所	
静岡地方裁判所長を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局人事局長を命ずる	最高裁判所事務総局人事局長を命ずる	最高裁判所	内閣	法務省	国立国会図書館	大谷直人
静岡地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局人事局長を命ずる	最高裁判所事務総局人事局長を命ずる	最高裁判所					

8丁

## 裁 判 所

年  
号

月  
日

三

項

序

名

最高裁判所事務総長に任命する  
検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する  
検察官特別任用分科会に所属させる

法務省